

杉並区農業委員会委員候補者評価 委員会運営要綱

平成29年2月1日
杉並第52463号

改正 令和2年1月28日杉並第55095号 令和8年3月26日杉並第69702号

(設置)

第1条 杉並区農業委員会委員の任命に関する要綱（平成29年2月1日杉並第52457号。以下「任命要綱」という。）第5条の規定により杉並区農業委員会委員の候補者の評価等を行い、区長に報告等を行うため、杉並区農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区農業委員会委員の候補者の推薦を受けた者及び杉並区農業委員会委員の候補者の募集に応募した者（以下「被推薦者等」という。）の評価及び必要な資料の調整を行うこと。
- (2) 前号の評価を行うため、外部の有識者の意見等を基に、評価基準を作成すること。
- (3) 前2号による被推薦者等の評価結果を区長に報告すること及び作成した資料を提出すること。

(構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる職にある委員をもって構成する。

- (1) 区民生活部長
- (2) 産業振興センター所長
- (3) 土木担当部長
- (4) 区民生活部管理課長
- (5) 産業振興センター次長
- (6) 都市整備部みどり施策担当課長
- (7) その他区長が必要と認める職にあるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は区民生活部長、副委員長は産業振興センター所長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第5条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、評価委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(会議の非公開)

第7条 評価委員会は、非公開とする。

(庶務)

第8条 評価委員の庶務は、産業振興センター都市農業係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（令和2年1月28日杉並第55095号）

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

附 則（令和8年3月26日杉並第69702号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。